

別表1

寿楽苑短期入所生活介護（ショートステイ）利用料金表（一日当たり単位:2割負担）

令和5年4月1日現在

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設短期入所生活介護費	892	1110	1192	1330	1474	1612	1748
看護体制加算	(I)				8		
	(II)				16		
夜勤職員配置加算(Ⅲ)					30		
サービス提供体制強化加算Ⅲ				12			
送迎加算(片道)				368			
計	1272	1490	1626	1764	1908	2046	2,182
第4段階	居住費(多)			855			
	居住費(個)			1,171			
	食費			1,445			
				(朝-350円、昼-570円、夕-525円)			
合計	多床室	3,572	3,790	3,926	4,064	4,208	4,346
	個室	3,888	4,106	4,242	4,380	4,524	4,662
第3段階②	居住費(多)			370			
	居住費(個)			820			
	食費			1300			
合計	多床室	2,942	3,160	3,296	3,434	3,578	3,716
	個室	3,392	3,610	3,746	3,884	4,028	4,166
第3段階①	居住費(多)			370			
	居住費(個)			820			
	食費			1000			
合計	多床室	2,642	2,860	2,996	3,134	3,278	3,416
	個室	3,092	3,310	3,446	3,584	3,728	3,866
第2段階	居住費(多)			370			
	居住費(個)			420			
	食費			600			
合計	多床室	2,242	2,460	2,596	2,734	2,878	3,016
	個室	2,292	2,510	2,646	2,784	2,928	3,066
第1段階	居住費(多)			0			
	居住費(個)			320			
	食費			300			
合計	多床室	1572	1790	1,926	2,064	2,208	2,346
	個室	1,892	2,110	2,246	2,384	2,528	2,666
1単位=10.33円							
緊急短期入所受入加算	180	1/日	居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。(7日を限度とする)				
医療連携強化加算	116	1/日	医療的処置を必要とし、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている。				
若年性認知症利用者受入加算	240	1/日	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。				
療養食加算	16	1/回	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合1日につき3回を限度とします。				
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	△ 60	1/日	連続して30日以上を超えて同一の短期入所生活介護を利用している場合。				
介護職員処遇改善加算(I)	* 上記料金に介護保険が定める加算率8.3%を乗じた料金を頂きます。						
介護職員等特定処遇改善加算(II)	* 上記料金(介護職員処遇改善加算(I)を除く)に介護保険が定める加算率2.3%を乗じた料金を頂きます。						
介護職員等ベースアップ等支援加算	* 上記料金(介護職員処遇改善加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(II)を除く)に介護保険が定める加算率1.6%を乗じた料金を頂きます。						

◎各段階の説明

①第4段階とは、下記以外の方(補足給付の対象ではない方)

②第3段階②とは、世帯全員が市町村民税非課税者で公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方

③第3段階①とは、世帯全員が市町村民税非課税者で公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方

④第2段階とは、世帯全員が市町村民税非課税者で公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方

⑤第1段階とは、生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税者で老齢福祉年金受給者の方